

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会

第 20 回理事会 議事要旨

1 決議があったものとみなされた日

2024 年 11 月 27 日（水）

2 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第 1 号提案 第10回社員総会の開催について

定款第13条の規定により、第10回社員総会を開催すること

3 議事の経過及び結果

2024 年 11 月 20 日、事務総長・代表理事の河村 正人が理事及び監事の全員に対して、第 20 回理事会の決議の目的である事項について提案した。

第 20 回理事会の決議の目的である提案につき、第 1 号提案について理事の全員から書面により同意の意思表示を得た。

また、第 20 回理事会の決議の目的であるすべての提案につき、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得た。

このため、一般法人法第 96 条（定款 第 33 条第 2 項）に基づき、理事会の決議の省略の方法により、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。